

日本子ども社会学会研究奨励賞選考規定

- 1 研究奨励賞の設置趣旨：この賞は、「子ども社会」研究の発展を期して、学会員の研究を奨励することを目的とする。
- 2 対象者と表彰：本学会員とし、選考の対象となる論文の執筆者は、対象業績の発表時の年齢が原則として40歳未満の者であることとし、同一学会年度において2名以内の者に、賞状と記念品を授与する。
- 3 対象となる著書・論文等：選考の対象となるのは、本学会員が執筆したもので、本賞授賞時の本学会研究大会から溯って、過去2年以内の間に刊行された「子ども研究」「子ども社会研究」に関する著書、本学会機関誌『子ども社会研究』に発表された論文、若しくは、これに準ずる研究誌に発表された「子ども研究」「子ども社会研究」に関する論文とする。なお、著書・論文等には実践研究を含む。
- 3-2 選考の対象となる論文は単独の研究とする。但し、共同研究も可とするが、その都度理事会に諮ることとする。
- 4 候補者の公募：著書・論文等の推薦は、本学会員が理事に対して行うものとする。この場合、いわゆる自薦も可とする。毎年10月末までに、本学会理事（1名）あてに、本賞への推薦を申し出るものとする。なお、理事は、本学会員からの推薦のあった著書・論文等を研究奨励賞選考委員会に推薦しないことができる。
- 5 審査手順：本学会員からの候補者の推薦が適当と判断されれば、理事は各種書類（①選考の対象となる著書・論文（3部）、②執筆者の履歴書及び主要研究業績一覧、③理事の推薦状）を添えて、11月中旬までに研究奨励賞選考委員会に推薦する。研究奨励賞選考委員会は必要な書類を整え、これを理事会に提出するものとする。理事会は、審査委員会委員3名を選定し、その審査を委嘱する。理事会は審査委員会の報告に基づいて審査し、採否を決定し、年次大会および学会誌上において発表する。
- 6 審査委員会：審査委員は本学会員であることを要する。審査委員長は審査委員の互選による。なお、著書・論文等を推薦した理事は、その著書・論文等の審査委員に加わることはできない。
- 7 本規定は、平成22年7月3日より有効とする。